内閣衆質二一二第一四一号

令和五年十二月二十二日

衆議院議長 額賀福志郎

殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議員吉田はるみ君提出質問主意書の在り方に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員吉田はるみ君提出質問主意書の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国会法 (昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条の規定に基づく質問に関わる事

柄であり、 まずは、 国会において御議論いただくべき問題であると考えている。

二について

覧可能であり、 双方で提出された質問主意書に対する答弁をまとめ、 に て各議院において検討されるべきものであると考えることから、 に係る質問主意書の取扱いについては、 をする義務を負い、 ついては、 国会法第七十四条の規定に基づく質問については、 衆議院及び参議院のホームページにおいて、 御指摘の 議院の議長に対して答弁書を送付しているところであり、 「懸念」については、 当該議院において判断されるべき事柄である。 一義的には、 政府のホームページ等で会期や提出者、 内閣は、 質問主意書及び質問主意書に対する答弁書が閲 当該ホームページの機能等に関わ 同法第七十五条第二項の規定に基づき答弁 政府として、 お尋ね 当該答弁書及び当該答弁書  $\mathcal{O}$ その上で、 「衆議院 内容などの る問 お尋ね 参議院 題とし

キーワード検索できるような仕組み」を導入する予定はなく、

また、導入する考えもない。